多摩支部FAX通信

令和　８年１１月　５日

(一社)東京都トラック協会多摩支部　NO. ４４８

【 年度後半分・追加申請受付開始 】

東京都運輸事業者向け
燃料費高騰緊急対策事業支援金について

重要：今年度、既に申請済の事業者におかれましても、追加での申請が可能です！（申請漏れにご注意ください！）

多摩支部会員の皆様におかれましては、現下の燃料や物価の高騰で大変苦慮されていることかと存じます。この現在の情勢を鑑み、この度東京都が、運送事業者に向けた**追加の緊急支援金**を実施することとなりました。

種 別	交 付 額
一般または特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車 **【緑ナンバーのトラック】**	１台当たり **34,500 円**
貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車 **【黒ナンバーのトラック】**	１台当たり **12,000 円**

※対象期間が９カ月間（令和　８年　７月～令和　９年　３月）のため、支援金額は令和　８年度前半分（令和　８年　１月～令和　８年　６月）の１．５倍となっているとのことです。

＜対象事業者＞・令和　８年　７月１日までに一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業のいずれかの許可を受けていること、又は届出を行っていること。
・都内に営業拠点を有する、中小企業基本法に規定する中小貨物運送事業者であること。
・令和　８年１０月３０日時点、事業を継続しており、引き続き事業継続の意向があること。

＜ 対象車両 ＞・化石燃料を使用して自ら走行する自動車（二輪の自動車を除く。）
・令和　８年　７月　１日までに関東運輸局東京運輸支局等において車両の登録、検査等が行われ、車検証に記録又は自動車検査記録事項に記載された有効期間の満了する日が同日以降であること。
・事業者要件において定める運送事業の用に供する自動車。
・支援対象事業者が所有又はリース契約に基づき借用している自動車。

１　申請方法：専用サイト（ https://nenryo2026-2.metro.tokyo.lg.jp/ ）より、電子申請 又は 郵送

- 詳細及び様式については、上記のＵＲＬ 又は 「東京都都市整備局」の HP 左中央部の検索ボックスにて、「燃料費高騰」とご検索の上、該当記事である「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業」のページをクリックして下さい。

２　申請期間：令和　８年１０月３０日（金）～ 令和　８年１２月２４日（木）

※　申請期間が大変短く設定されております。申請漏れにご注意ください。

≪申請手続きに関するお問い合わせ先≫
東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金事務局
電話　０３－６７４４－７４９４（午前９時から午後６時まで）